

令和4年度安全委員会では、安全・適正就業を目的とした事業を次のとおり計画することを決定しました。

- 6. 安全就業に関する資料の配布
- 5. チェーンソー特別教育講習会等への受講推進

また、田口理事長より安全委員会の役割は大きく、安全就業に努めることは大切である。令和3年度には、13件の事故が発生し、飛び石事故がその内6件もあった。今後は、事故が無いよう安全就業に努めてほしい。との挨拶がありました。

- 4. 交通安全講習会（7月27日開催）
- 3. 剪定講習会（令和5年2月予定）
- 2. 伐採講習会（令和5年3月予定）

- 4. 危険有害な受注の完全排除
安全意識の啓発及び教育

- ① 飛び石事故撲滅講演会（5月31日開催）
- ② 交通安全講習会（7月27日開催）
- ③ 剪定講習会（令和5年2月予定）
- ④ 伐採講習会（令和5年3月予定）

- 2. 事故防止対策

- ① 広域就業現場巡回パトロールの実施（7月5日天候不順により中止）
- ② 支部・事業所等安全パトロールの実施（年2回程度）

- 1. 安全管理体制

- ① 安全管理体制の整備（年3回）

安全委員会だより

令和4年度第1回安全委員会が6月8日たつの市福祉会館会議室で開催されました。

当日は、任期満了に伴い、田口理事長から新安全委員会委員の10名の方に委嘱状の交付と委員の選出がおこなわれ、委員長に高西義忠氏（揖保川地域）、副委員長に藤井熊夫氏（御津地域）が選出されました。



会員の皆様に支払われている配分金と消費税について

会員の皆さんにお支払いしている配分金は、請負契約に基づいて働いた対価として支払われているお金で、所得税法上では、雑所得として取り扱われています。

また、消費税は、商品や製品の販売やサービスの提供などの取引に対して公平に負担を求める間接税で、シルバー人材センターの取引等の会計処理は、内税方式を採用していることから発注者への請求や会員の皆さんに支払っている配分金にも消費税が含まれています。

消費税の豆辞典

- ① 消費税の対象となる取引は、法人や個人事業主「事業者という。」が事業として対価を得て行う役務の提供です。
- ② シルバー人材センターは、発注者から納付される作業料金に含まれる消費税を含めて会員の皆さんに配分金としてお支払いしています。

◆配分金の額11,000円（配分金10,000円+消費税1,000円）のケース



- ③ シルバー人材センターは、法人の活動資金として、作業料金に一定額を乗じた金額を事務費としていただいています。発注者からいただいた事務費分の内、消費税に相当する額については、税務署に納めています。
- ④ 会員の皆さんは、消費税法上「事業者」として取り扱われます。このため、会員の皆さんは、消費税を納付する義務が生じますが、売上が1,000万円以下の「事業者」のため納税の義務が免除されます。

消費税の取り扱いが変わります 令和5年10月1日からインボイス制度がスタート

令和5年10月1日から消費税法の改正により「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されています。インボイス制度は、取引の相手が発行する「適格請求書」がないと仕入税額控除を受けることができない制度です。

適格請求書を発行するには、所轄の税務署に「適格請求書発行事業者」として登録した「事業者」が必要事項を記載し発行する請求書等です。

その適格請求書発行事業者になるには、「事業者」が所轄の税務署に「適格請求書発行事業者」の登録申請を行い、登録されると消費税の納税者になります。

ただし、売上が1,000万円以下の「事業者」は、納税の義務が免除されます。

請負によりお仕事をされている会員の皆さんは、配分金（課税売上高）が1,000万円以下であるため、従前どおり納税の義務が免除されます。

配分金に含まれている消費税はどうなるの？

令和3年度中に会員の皆さんに支払った配分金は約4億600万円で単純に消費税率10%を乗じた場合の消費税は、4,060万円となりシルバー人材センターには、このような多額の消費税を納税する財源が充分にはありません。この大きな課題を解決するため、事務局では、理事会と連携し課題解決のための方策を検討しているところです。

また、シルバー人材センターでは、市町・県・国・国会議員・関係機関に対し、特例措置の実現に向け要望活動を展開していますが、特例措置実現は、現状では困難な状況にあることから、導入された場合を想定し、全シ協において会計・経理検討委員会を設置し対応策に取り組んでいます。